

## 介護支援専門員登録の東京都への移転（転入）手続きについて

現在、東京都以外の道府県で登録されている介護支援専門員の方で、東京都内の事業所に介護支援専門員として勤務している方、または、勤務先が決まっている方は、東京都に登録を移転することができます。

登録移転を希望される場合は、現在登録している(移転前の)道府県庁および東京都庁に対して、以下のとおり書類をご準備いただき、それぞれの送付先へお送りください。

【問合せ先】東京都 福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当（電話：03-5320-4279）

### 1 提出書類

#### (1)現在登録している(移転前の)道府県庁に提出する書類

☐「介護支援専門員登録移転申請書」(第2号様式)

☐ 現在お使いの介護支援専門員証

・手続中は介護支援専門員証がお手元に残りません。必ずコピーを取って保管してください。

☐ (住所変更を現在登録している(移転前の)道府県庁に届け出ていない場合のみ)

住民票(※1)、運転免許証(両面の写)、マイナンバーカード(写)(※2)のうちいずれかひとつ

※1 住民票は3か月以内に発行を受けたものであり、マイナンバーの記載が無いものを提出してください。

※2 住所が書かれた面のみ写しを提出すること。個人番号(マイナンバー)が載った面は提出しないでください。

☐ (氏名変更を現在登録している(移転前の)道府県庁に届け出ていない場合のみ)

戸籍謄本または戸籍抄本

※3か月以内に発行を受けたものを御提出ください。

#### 【書類の送付先】

現在登録している(移転前の)道府県庁

※道府県庁ホームページ等から確認いただきますようお願いいたします。

#### (2)東京都庁に提出する書類

※以下の申請に加えて、**都への個人番号(マイナンバー)の申請**が必要です。詳細は下記HPよりご確認ください。

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo lib/care/touroku/kozinbangou](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/touroku/kozinbangou)

#### ——オンライン申請の場合——

以下のURLまたはQRコードからお手続きください。写真の提出も含めて、全てオンライン上で手続き可能です。

<https://logoform.jp/form/tmgform/798942>



#### ——紙申請(郵送)の場合——

☐ 登録移転申請連絡票

☐ 介護支援専門員証交付申請書(第6号様式)

☐ カラー写真2枚

縦3.0cm、横2.4cmで、申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上半身の顔が鮮明に写っている無背景のもの

・スナップ写真や家庭用のプリンターで印刷した写真は不可。

・写真には、裏面に氏名、登録番号を記載してください。

・写真のうち1枚は、「介護支援専門員証交付申請書」(第6号様式)の書類の写真欄に貼付してください。

もう1枚は、新しい介護支援専門員証に貼付します。

☐ 【有効期間の更新と同時に申請する方のみ】更新に必要な研修の修了証書の写し

#### 【書類の送付先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 ケアマネジメント支援担当

※個人情報の入った書類を送付いただくため、簡易書留等の配達記録が確認できる方法での郵送を推奨します。

※(1)現在登録している(移転前の)道府県庁に提出する書類と、(2)東京都庁に提出する書類は、**同時期に送付してください**。